

《若手弁理士の活動報告》

中国・韓国・台湾のクレーム訂正及び無効審判に関する事項について



会員 横田 裕弘

要 約

本稿では、中国・韓国・台湾における特許付与後のクレーム訂正に関する事項を、我国の制度との相違点を中心としながら説明した。各国のクレーム訂正の要件は、クレームを拡張するものであってはならない点等、基本的な取り扱いが我国と共通する一方で、特に、明細書中の文言をクレームに追加することの可否、従属項の文言の一部を独立項に追加することの可否において我国と取り扱いが異なる。また、上記3ヶ国の中で中国の制度が我国との相違点を最も多く含み、慎重な対応が必要であると考えられる。

本稿ではさらに、各国における特許無効審判手続きの注意点、及び無効審判の審決に対する不服申し立ての制度の概略を説明した。特に、中国及び台湾の無効審判で証拠の追加が認められている点、中国及び台湾での審決に対する訴訟が特許庁を被告とする訴訟構造である点、及び韓国の審決取消訴訟がいわゆる無制限説を採用している点で我国と大きく異なるため留意が必要である。

目 次

1. はじめに
2. 中華人民共和国
 - 1) 法改正等について
 - 2) クレーム訂正
 - 3) 中国無効審判で留意すべき事項
 - 4) 審決に対する不服申し立て
3. 大韓民国
 - 1) 法改正等について
 - 2) クレーム訂正
 - 3) 韓国無効審判で留意すべき事項
 - 4) 審決に対する不服申し立て
4. 中華民国
 - 1) 法改正等について
 - 2) クレーム訂正
 - 3) 台湾無効審判で留意すべき事項
 - 4) 審決に対する不服申し立て
5. おわりに

1. はじめに

近年、アジア地域での知的財産権の重要性が高まっており、筆者も、中国・韓国・台湾における特許無効審判を担当する機会を得た。

その際、少なくとも上記3ヶ国に関して、書籍等で得られる各国制度の情報は“出願段階”及び“権利行

使”に偏っているようであり、“権利化後”の“クレーム訂正”や“無効審判”等については情報が少なく、制度を正確に理解することが難しいと感じた。

以上のことから、我国との相違点を中心としながら中国・韓国・台湾の特許付与後のクレーム訂正を中心とした事項について筆者なりに理解したものを今回論文の形式としてまとめた。

2. 中華人民共和国

1) 法改正等について

中華人民共和国（以下、「中国」）において、特許法（中国においては、「専利法」として、発明、考案、意匠を包括的に規定している。尚、台湾も同様である）は、1985年に施行され、その後、1993年の法改正を経て、2001年法が現行法となる。また、審査指南（我国の審査基準に相当）は2006年に改正され、審査指南全般にわたる記述の見直しがなされている。

尚、2008年以降に第3次特許法改正が予定されているようである。

2) クレーム訂正

(1) 訂正の機会

まず、中国では訂正審判制度は存在しない。この点

は、我国と大きく異なる点であるから注意が必要である。また、特許異議申立制度については、2001年法改正により廃止された。一方で、無効審判制度は存在し、無効審判中の訂正請求は認められている。

従って、中国における“権利化後”のクレーム訂正は、無効審判中においてのみ可能ということになる。尚、中国では、我国とは異なり、「補正」と「訂正」を区別せずに単に「補正」として取り扱っているが、本稿では権利化後のクレーム「補正」は、我国の規定にあわせて「訂正」として記載する。

ここで、特許権者が自発的にクレームの訂正を行う方法としては、特許権者が自己の特許権につき自ら無効審判を請求することで対応が可能なのではある¹⁾。しかしながら、自ら請求した無効審判において無効審判を受ける可能性も存在するであろうことから、現実的に積極的に無効審判を請求するか否かについては、予め十分検討することが必要であると考えられる。尚、無効審判の請求人が特許権者である場合、特許権の全部（注：“全ての請求項”の意味と思われる）について無効審判を請求していると特許復審委員会（我国の特許庁審判部に相当）はこれを受理しない（中国審査指南第四部分第三章3.2(2)）ことから、特許権者は特許権の一部（注：“一部の請求項”の意味と思われる）について無効審判を請求し、訂正を行うことが必要である²⁾。

(2) 無効審判における訂正について

中国では、無効審判の請求があった場合、特許権者は答弁書提出時等にクレームの訂正を請求することができる。この訂正は、①請求項の削除、②請求項の併合、③技術手段の削除のみに限られている。答弁書提出期間経過後は審決があるまで、請求項の削除及び技術手段の削除が認められている。以下、訂正要件についてその概略を説明する。

i) 訂正の客体的要件

中国で訂正可能な範囲は、特許請求の範囲のみであり、明細書及び図面の訂正については一切認められていない（中国特許法実施細則第68条）。我国では明細書、図面の訂正も認められており、両者は相違する。

次に、訂正要件についてであるが、特許請求の範囲を拡張等するものであってはならない点等は我国と共通する。その一方で、仮に明細書中に記載されている文言であっても、“元のクレームに含まれていない文言”を追加する訂正は一切認められない点（中国審査

指南第四部分第四章4.6.1）で我国とは大きく相違する。

特許請求の範囲を訂正する具体的な方法は、中国審査指南第四部分第三章4.6.2に規定されている³⁾。当該規定によると、一般的に認められる訂正は、①請求項の削除、②請求項の併合、③技術手段の削除のみである。以下、それぞれについて説明する。

① 請求項の削除

請求項の削除とは、特許請求の範囲から一項或いは複数項の権利請求を除外することであり、例えば、独立請求項又は従属請求項の削除が該当する。我国と同様の規定である。

② 請求項の併合

請求項の併合とは、二項又は二項以上の同じ独立請求項に従属する請求項を組み合わせ、請求項の技術特徴を新たな請求項として作成することであり、この新たな請求項は併合される請求項の“全て”の技術特徴を含む必要がある。つまり、従属項の文言の“一部”を追加する訂正は認められない点が我国とは大きく相違する。

③ 技術手段の削除

技術手段の削除とは、同じ請求項における並列する二つ以上の技術手段から一つ又は一つ以上の技術手段を削除することである。これは、一つの請求項内の“or”の関係にある構成要件の一部を削除することを意味する。

以上のように、中国での訂正要件は非常に厳しい点に留意されたい。

ii) 訂正の時期的要件

訂正の時期的要件は、中国審査指南第四部分第三章4.6.3に規定されており、次の場合⁴⁾に訂正が可能である。

- ① 無効審判請求書に対する場合。
- ② 請求人により追加された無効審判請求理由又は補充した証拠に対する場合。
- ③ 特許復審委員会の導入した、請求人の言及していない無効審判理由又は証拠に対する場合。

上記i)項目で述べた①請求項の削除、及び③技術手段の削除については、特許復審委員会が審決をする前に行うことができる。従って、上記①及び③の訂正を行う場合に関しては、我国よりも訂正可能な時期が長いことになる。

(3) 出願時のクレーム作成について

上記のように、中国における訂正要件は我国と異なる点が多いため十分注意が必要である。特に、明細書のみには記載がない文言のクレームへの追加や、従属項の文言を一部抜き出し独立項に追加する訂正が一切認められない点は我国との大きな違いであろう。このことを考慮すると、出願時にクレームを作成する段階では、従属項を階層的に準備することが望ましい。階層的な従属項を予め作成しておくことは、上記のように請求項の削除が審決前まで認められていることから、審判の状況を見ながら広すぎる請求項を適宜削除するという柔軟な対応を可能とするであろう。

3) 中国無効審判で留意すべき事項

ここでは、上記クレーム訂正以外の事項で、中国無効審判を担当する際に注意すべきことをいくつか説明する。尚、個人的な感想としては、中国・韓国・台湾の無効審判の中で、我国との相違点を最も多く有するのは中国であり、特に慎重に対応すべきであると考えている。

(1) 答弁書の提出期限について

無効審判の被請求人は、特許権無効宣告請求を受領した後、指定期間内に答弁しなければならない。指定期間内に応答しない場合は送達文書中に記載された理由、事実と証拠を知り得たうえで反対意見提出しなかったものとみなされる（中国審査指南第四部分第三章 4. 4. 1）。この「指定期間」は特許権者が外国人の場合も、一律に1月であり、翻訳、通信、打合せ等に要する時間を考えれば、極めて短く対応に十分な期間とは到底云えない⁴⁾。添付の表1にも記載したとおり、我国のみならず、韓国及び台湾と比較しても非常に短い期間である。この限られた時間内で、必要な場合には、訂正クレームの検討まで行う必要があることから、無効審判の被請求人側を担当する際には、現地代理人と密な連絡体制をとりながら、特に迅速に準備をすすめることが必須である。

(2) 証拠の提出について

無効審判の請求人は、無効審判請求日から1月以内に、無効審判の理由又は証拠を補足することが可能（中国特許法実施細則 66 条）であり、我国においては新たな無効理由及び証拠の追加が原則禁止されている（日本国特許法第 131 条の 2）のと相違する。

また、中国以外の領域でなされた証拠については、公共のルートで得られる特許書類や外国文献資料など

の一定の例外を除き、①その所在国の公証役場で証明され、かつ②中華人民共和国の当該所在国における領事館により認証される必要がある（中国審査指南第四部分第八章 2. 2. 2）。独自に行った実験のデータを提出する場合等が該当するものと思われ、このような場合手続きに必要な時間を確保すべきことに留意されたい。

(3) 口頭審理の重要性について

筆者は、中国の無効審判の口頭審理の重要性について、複数の現地代理人から説明を受けたことがあるが、現地代理人は共通して、中国の無効審判では口頭審理の印象が審決に大きな影響を与えると説明をし、中には“口頭審理の印象のみで審決がなされる”と説明する現地代理人もいたほどである。その真偽は定かではないが、口頭審理については相当な準備が不可欠であろう。尚、口頭審理の参加者は、中国での代理権を有しない者、例えば日本の弁理士も参加できる点が特徴的である。

4) 審決に対する不服申し立て

中国では 2 審制が採用されている。審決に対して不服のあるものは、通知を受領した日から 3 月以内に、北京市第一中級人民法院（人民法院は我国の裁判所に相当）に提訴することができる（中国特許法第 46 条）。さらに、北京市第一中級人民法院の判決に不服のあるものは、通知を受領した日から 15 日（当事者が外国人の場合 30 日）以内に、北京市高級人民法院に上告することができる（中国行政訴訟法第 57 条）。

ここで留意すべきことは、その訴訟構造である。我国では、当事者系審判の場合の審決に対する審決取消訴訟は当事者対立構造をとるが、中国では、審決に不服のあるものが原告となる一方で、審決を下した“特許復審委員会”が被告となる。そして、無効審判の相手側当事者については、人民法院が第三者として訴訟に参加するよう通知する（中国特許法第 46 条）こと

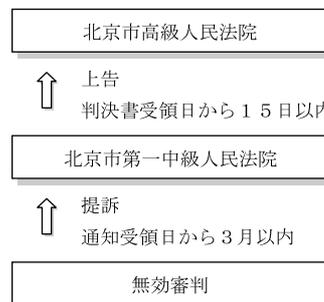


図1 審決に対する不服申し立てのフロー

により、当該訴訟に参加することが可能となる。

尚、各訴訟段階の審理期間については、当事者が外国人の場合、一般的に北京市第一中級人民法院が1年前後、北京市高級人民法院が6月前後のようである。

3. 大韓民国

1) 法改正等について

大韓民国（以下、「韓国」）において、特許法は1908年に施行され、近年では2001年、2002年の改正を経て、2006年法が現行法となっている。

尚、韓国の知的財産法は、基本的に日本の法制と非常に類似している⁵⁾。

2) クレーム訂正

(1) 訂正の機会

韓国のクレーム訂正の制度は、李韓国弁理士によると、その根幹を我国の特許法に置いており、基本的な規定とその解釈は日本国特許法と特に相違しないようである⁶⁾。

韓国におけるクレーム訂正は、訂正審判、及び無効審判中の訂正請求により認められる。これは我国の取り扱いと同様である。一方で、韓国では、訂正の無効を求める訂正無効審判制度が存在する⁷⁾。我国では、訂正要件違反は無効審判で争われる点で両者は相違する。尚、異議申立制度については、2006年10月1日施行の改正特許法によって、異議申立制度の機能を無効審判制度に含め、2007年7月1日施行予定の改正特許法によって、異議申立制度が廃止される。

(2) 無効審判における訂正について

i) 訂正の客体的要件

韓国で訂正可能な範囲は、明細書（クレームを含む）及び図面について認められている（韓国特許法第133条の2第1項）。我国と同様の取り扱いである。

次に、訂正要件についてであるが、特許請求の範囲を拡張等するものであってはならない点等、基本的な要件は我国と共通し、さらに、訂正は①クレームの減縮、②誤記の訂正、③不明瞭な記載の釈明に限定されている点（韓国特許法第47条第3項）においても、我国と共通する。

上記のように、我国と同様の規定であると理解してよいと考えるが、請求の範囲の実質的拡張または変更の判断については注意が必要である。即ち、韓国のクレーム訂正の実務においては、いわゆる構成要件の“内的付加”と“外的付加”とを明確に区別している。

そして、“内的付加”については特許庁や特許審判院、裁判所ともに適法な訂正としており、それぞれの判断は一致しているようであるが、“外的付加”については、特許庁及び特許審判院（及び一部の特許法院）と、大法院との判断が異なるようである^{8)・9)}。ここで詳細な説明は行わないが、実務においてクレーム訂正を行う際には、紛争を無用に長引かせることを回避するためにも“内的付加”となるような訂正を行うことが望ましいと考える。

ii) 訂正の客体的要件

訂正が認められる時期としては、答弁書を提出する際、及び職権審理に対する意見書を提出する際にも認められている（韓国特許法第133条の2第1項）。尚、我国において平成15年法改正により新設された、新たな答弁書の提出時の訂正の請求（日本国特許法第134条の2）等の制度は、韓国では存在しない。

iii) 出願時のクレーム作成について

出願時の実務については、基本的には我国の取り扱いと同様の取り扱いでよいと考える。前述の李韓国弁理士によると、訂正に備える韓国出願時の実務においては①発明の全ての特徴は請求項に記載する、②請求項の引用形式を適切に活用する、③内的付加を予め念頭に置くことが重要であるとされている⁶⁾。

3) 韓国無効審判で留意すべき事項

ここでは、上記クレーム訂正以外の事項で、韓国無効審判に関連する事項で注意すべきことをいくつか説明する。

(1) 審決取消訴訟の審理範囲について

韓国においては無効審判に関する審決取消訴訟における審理範囲に制限をおかない実務（いわゆる無制限説を採用）となっており、我国の審決取消訴訟において、審判段階で提出されていない新たな先行技術文献を提出することは認められていない（最大判昭51・3・10民集30・2・79〔メリヤス編機事件〕）取り扱いとは異なる。韓国においては、審決取消訴訟の段階になって証拠を追加することが可能である点には十分注意が必要である。参考までに述べると、上記無効審判の場合と異なり、韓国の“拒絶査定不服審判”に関する審決取消訴訟においては、被告側である特許庁長官が新たな証拠を追加することは禁止されている^{10)・11)}。

この無制限説が採用されていることと関連して、以下の点にも注意が必要である。即ち、無効審判の審決取消訴訟が特許法院（我国の知的財産高等裁判所に相

当)に係属中に、訂正を許容する審決が確定された場合、特許法院が無効審判の審決を取り消さずに“訂正後のクレーム”を審理対象として特許の有効性を判断できるかについてである。この点につき、韓国において明確な規定はなく、大法院（我国の最高裁判所に相当）判決も存在しない状況である。参考までに、例えば特許法院 2000 年 11 月 16 日判決（99 ホ 7971）等においては、無効審決後にクレームの訂正が確定した場合、“訂正後のクレーム”を審理対象としてよいとされてはいる¹²⁾が、上記のようにその取り扱いは確定的でなく¹⁰⁾、十分な注意が必要であろう。

尚、韓国においては、無制限説が採用されていることから、平成 15 年改正前の我国とは異なり、審決取消訴訟後の訂正審判に起因するいわゆる“キャッチボール現象”は生じない。従って、上記のように平成 15 年法改正で新設された日本国特許法 134 条の 2 等に相当する規定は、韓国には存在しない。

(2) 訂正審判の請求時期について

韓国特許法第 136 条によると、訂正審判は無効審判が係属しているときを除きいつでも請求可能であり、無効審判について審決がなされた後は、原則として訂正審判が請求できることとなる。審決が確定するまで原則として訂正審判の請求を認めない（日本国特許法第 126 条 2 項）我国の取り扱いとは異なることに留意されたい。

(3) 請求人適格について

韓国における無効審判請求は、「利害関係人又は審査官」が行うことができる（韓国特許法第 133 条）と規定されている。公益的見地から、公益の代表として審査官が無効審判を請求して、違法に付与された権利を無効にすることができるようにした制度である¹¹⁾、¹³⁾。我国は、原則として何人も請求することができるが、審査官が無効審判を請求することはない¹³⁾。韓国の公益性を重視した規定よりは、後述する台湾の取り扱いと類似している。尚、2007 年 7 月 1 日施行予定の改正特許法では、登録公告後 3 月以内は、誰でも無効審判を請求することが可能となる。

4) 審決に対する不服申し立て

韓国における無効審判の審決に対する不服申し立ての制度も、我国のそれと非常に類似している。審決に対して不服のあるものは、審決の謄本送達日から 30 日以内に、特許法院（我国の知的財産高等裁判所に相当）に提訴することができる（韓国特許法第 186 条）。

さらに、特許法院の判決に不服のあるものは、判決文謄本送達日から 14 日以内に、大法院（我国の最高裁判所に相当）に上告することができる。また、その訴訟構造は我国と同様に当事者対立構造をとる。

尚、各訴訟段階の審理期間については、一般的には、特許法院が 1 年前後、大法院が 1 年半～2 年前後のようである。

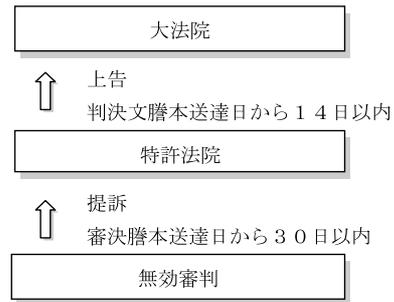


図 2 審決に対する不服申し立てのフロー

4. 中華民国

1) 法改正等について

中華民国（以下、「台湾」）において、特許法（台湾においては、「専利法」として、発明、考案、意匠を包括的に規定している）は、1949 年に施行され、近年では 2001 年 10 月 26 日施行、及び 2002 年 10 月 26 日施行の法改正等を経て、2004 年 7 月 1 日施行の改正法が現行法となっている。特許法施行規則は、2004 年 7 月 1 日施行されたものが現行のものとなっている。

2) クレーム訂正

(1) 訂正の機会

台湾では、“権利化後”も申請により明細書等の訂正が認められている（台湾特許法第 64 条）。また、特許無効審判中の訂正請求も認められている。尚、異議申立制度については、2004 年法改正により廃止された。台湾では、上記の中国と同様に、「補正」と「訂正」とを区別しておらず単に「補正」として取り扱っているが、本稿では権利化後のクレーム「補正」は、我国の規定にあわせて「訂正」として記載する。

申請による明細書等の訂正は、通常、公告登録後半年以内に訂正を請求するのが最も好ましいとされる。明細書等の訂正を申請するときは、① 明細書を訂正した紙面であって、訂正部分に下線を付したもの② 訂正に伴う下線を付していない明細書又は図面の差替頁、等を添付して、申請書を提出することが必要であ

る（台湾特許施行規則 45）。

（2）無効審判における訂正について

台湾では、無効審判の請求があった場合、答弁書提出時にも訂正請求が可能である。この訂正は、①クレームの減縮、②明細書の中の誤記の訂正、③明瞭でない記載の釈明に限られている。尚、無効審判が請求される前に、特許権者が既に訂正を申請している場合、その訂正の処分を待ってから無効審判の審理を行う¹⁵⁾。以下では、訂正の要件についてその概略を説明する。

i) 訂正の客体的要件

訂正可能な範囲は、明細書（クレームを含む）及び図面について認められている（台湾特許法第 64 条）。我国と同様の取り扱いである。

次に、訂正要件についてであるが、特許請求の範囲を拡張等するものであってはならない点等、基本的な要件は我国と共通し、さらに、訂正は①クレームの減縮、②明細書の中の誤記の訂正、③明瞭でない記載の釈明に限定されている点（台湾特許法第 64 条）においても、我国と共通する。

ここで、上記②明細書の中の誤記の訂正、③明瞭でない記載の釈明の実務上の取り扱いは我国と同様と考えられる。その一方で、上記①クレームの減縮については、我国とは相違するので注意が必要である。大きく異なる点は、元の請求項に記載されていなかった構成要件を新たに請求項に追加することが台湾では認められないことである。よって、仮に明細書に記載されている構成要件であっても、当該構成要件を請求項に追加することは認められない点には留意すべきである。

しかしながら、従属項に含まれる構成要件の”一部のみ”を、独立項に追加することは認められている。この点は我国（及び韓国）と同様の取り扱いである（中国は、上述のように従属項の文言を一部抜き出し独立項に加えるという訂正が一切認められておらず、台湾の取り扱いと異なる）。

尚、台湾においてはクレームの項目数の増加も禁止されている点にも注意が必要であろう¹⁶⁾。

ii) 訂正の時期的要件

訂正が認められる時期としては、答弁書を提出すると同時に行う場合及び、無効審判中に申請に基づき又は職権で特許庁が訂正をすることを要求した場合（台湾特許法第 71 条）に訂正することが認められている。

尚、実務においては、無効審判中に審査官が無効で

あると認定した請求項については、特許権者に当該請求項を削除するよう通知がなされているようである。

（3）出願時のクレーム作成について

上記のように、台湾における訂正要件は我国よりも厳しいものと思われる。特に、明細書のみには記載がない文言をクレームに加えるという訂正が認められない点には注意が必要であろう。従って、出願時のクレーム作成の段階で、従属項の中に実施形態にあわせた構成要件も盛り込んでおき、柔軟なクレーム訂正を可能としておくことが望ましいと考える。

3) 台湾無効審判で留意すべき事項

ここでは、上記クレーム訂正以外の事項で、台湾無効審判を担当する際に注意すべきことをいくつか説明する。

（1）証拠の追加について

台湾特許法第 67 条によれば、審判請求人が理由及び証拠を補足しようとするときは、その補足は、無効審判請求を開始した日から 1 月以内にしなければならないと規定されている。我国とは異なり、審判請求後に、請求の理由及び証拠を追加できる点に注意が必要である（尚、上述の中国と同様の規定となっている）。

さらに、同条には「ただし、無効審判請求の審査に関する決定が下される前に補足された理由及び／又は証拠は、前記の規定に関わらず、審査するものとする。」と規定されていることから、審決がなされる前までは理由等の追加が認められていることとなる。この点にも十分注意が必要であろう。

（2）職権審理について

無効審判の審理段階中に、無効審判請求人が請求を取り下げても、審査官がその無効審判請求の証拠から、当該特許権は特許法の規定に違反する可能性があるとして認定した場合、職権により特許権を無効にする審理をおこなうことができる¹⁵⁾。審査官による職権審理が我国よりも広い範囲で認められているようである。

（3）訴願との関係について

次項で述べるように、審決に対する不服申し立ての機会である訴願（我国の審決取消訴訟に相当）は、「法律審」として取り扱われているようである。我国では審決取消訴訟が「事実審」とされており、両者は相違する。従って、特に無効審判請求人側を担当する場合には、無効審判段階で十分な証拠に基づいて主張を行うことが必須であろう。

4) 審決に対する不服申し立て

台湾における無効審判における審決に対して不服のあるものは、当該処分を受け取った後の30日以内に經濟部（我国の経済産業省に相当）に訴願を申立てることができる（台湾訴願法14条）。尚、訴願は原則的には「法律審」とすることが妥当である。

經濟部の訴願決定に承服できないときは、当該決定を受け取った後の2月以内に高等行政裁判所に行政訴訟を提起することができる（台湾行政訴訟法106条）。更に、高等行政裁判所の判決に不服の場合は、当該判決を受け取った後の20日以内に最高行政裁判所宛に上告することができる（行政訴訟法241条）。尚、上記の高等行政裁判所に相当する知的財産法院の開設（2007年3月頃）に向け準備が進められているようである。

ここで、その訴訟構造に注意されたい。台湾では、審決に不服のあるものが原告となる一方で、審決を下した“台湾特許庁”が被告となる構造をとる（この構造は、上記の中国の場合と同様である）。そして、無効審判の相手側当事者については、訴願官庁にてもし原処分を取消しするときは、利害関係人にその旨通知して訴願に参加させ、以って意見を表示させる（訴願法第28条2項）。我国と異なり複雑な訴訟形態となっ

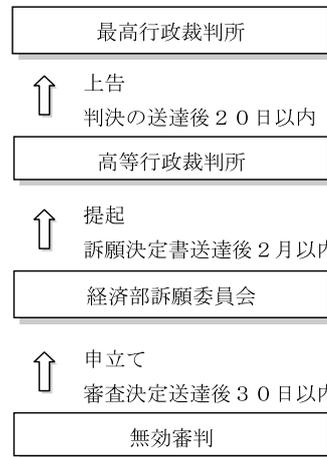


図3 審決に対する不服申し立てのフロー

ている点に留意が必要であろう。

5. おわりに

本稿では、根拠となる条文及び参考文献等を明示するようにし、正確な情報となるよう配慮したつもりではあるが、近年各国とも法改正等が盛んに行われていることもあり、最新かつ正確な情報については現地代理人に問い合わせさせていただきとして、本稿を各国の概略を把握するための参考資料としてお役立ていただければ幸いです。

本稿をまとめるにあたり、岩井秀生弁理士をはじめ

表1 日・中・韓・台比較表

	日本	中国	韓国	台湾
無効審判中の訂正請求				
対象	特許請求の範囲 明細書 図面	特許請求の範囲	明細書(特許請求の範囲を含む) 図面	明細書(特許請求の範囲を含む) 図面
要件(特許法上の規定)	減縮 誤記または誤訳の訂正 明瞭でない記載の釈明	請求項の削除 請求項の併合 技術手段の削除	減縮 誤記の訂正 明瞭でない記載を明確にする	減縮 明細書の中の誤記の訂正 明瞭でない記載の釈明
明細書中の文言の追加	○	×	○	×
従属項の文言の一部を追加	○	×	○	○
時期	答弁書提出時 職権審理への意見書提出時 新たな答弁書提出時 等	答弁書提出時 (削除は審決まで可)	答弁書提出時 職権審理への意見書提出時	答弁書提出時 特許庁による通知への意見提出時
無効審判に対する応答				
期限	副本送達日から60日	副本送達日から1月	副本送達日から30日	副本送達後1月以内
延長	○	×	○ (1月ずつ2回の期間延長)	○ (30日間の延長)
審決に対する不服申し立て				
フロー	最高裁判所 ↑ 知的財産高等裁判所 ↑ 無効審判	北京市高級人民法院 ↑ 北京市第一中级人民法院 ↑ 無効審判	大法院 ↑ 特許法院 ↑ 無効審判	最高行政裁判所 ↑ 高等行政裁判所 ↑ 經濟部訴願委員会 ↑ 無効審判
被告	当事者	特許復審委員会	当事者	台湾特許庁
訂正審判	有	無	有	無
異議申立	無	無	無	無

とする多くの方々にご協力を頂いた。記して謝意を表
する。

注

- (1) 劉新宇「中国特許実務基礎」264 頁
- (2) 本田崇「中国特許法・特許法実施細則最新審査基準
(2006年7月1日改正・施行)」367 頁
- (3) 本田・前掲著 368 頁
- (4) 中島敏「日中対訳逐条解説中国特許法全法令」543 -
544 頁
- (5) 孫在鏞「日本と韓国との特許制度の比較」特許ニュー
ース 11884 号 4 頁
- (6) 李来鏞「韓国における特許訂正制度の活用」パテ
ント 57 巻 9 号 84 頁
- (7) 我国では、平成 5 年一部改正において国際的調和及
び審判手続きの効率化等の観点から、訂正無効審判は
廃止された。
- (8) 李・前掲著 90 頁「特許庁や特許審判院は外的付加の
場合ほとんど請求範囲の変更と見る一方、特許裁判所
と最高裁判所は外的付加でも発明の具体的な目的や特
許権の効力の及ぶ範囲が変更されない限り、訂正を認
めなければならないとしている」
- (9) 金眞會「訂正審判における外的付加訂正と特許請求

- の範囲の実質的変更有無に関する判断基準」知財管理
55 巻 9 号 1275 頁
- (10) 崔成俊「韓国知的財産権関連判例の傾向 (1)」
AIPPI (2006) 51 巻 9 号 546 頁
- (11) 金成完「韓国出願に際し注意すべき事項」パテ
ント 57 巻 1 号 31 頁
- (12) 「産業構造審議会知的財産政策部会紛争処理小委員
会 資料 2」特許庁ホームページ
(<http://www.meti.go.jp/kohosys/committee/summary/0000960/0001.html>)
- (13) 国際第 3 委員会「韓国における特許出願の審査実
体及び特許取得上の留意点」知財管理, 55 巻 8 号 1091 頁
- (14) 林志剛「最新特許出願戦略・権利行使の留意事項
2006」台湾国際専利法律事務所ホームページ
(<http://www.tiplo.com.tw/pdf/pt-1-20060522.pdf>)
- (15) 台湾国際専利法律事務所「2007 年度 TIPLO 台湾 IP
新春セミナー (配布資料)」27 頁
- (16) 台湾国際専利法律事務所・前掲 19 頁
- * 中国・韓国・台湾の特許法等について、特に記載のな
いものは特許庁ホームページ「外国産業財産権制度情
報」(<http://www.jpo.go.jp/shiryuu/index.htm>) を参考
とした。

(原稿受領 2007.3.9)

パテント誌原稿募集のお知らせ

日本弁理士会
パテント編集委員会

従来からパテント誌は、編集委員が知っている範囲で著者を募集するという形をとってまいりましたが、特に広範な意見の徴集が必要と考えられる特集については、より有益な意見を広く募集するために、別途に公募をすることとなりました。今回の公募の対象として決定したテーマは下記のようなものです。

これらのテーマについてしっかりと語れる弁理士は、実は極めて少ないのではないかと思います。従って、これらに関する意見は非常に貴重なものでありますので、是非ともそれをまとめてひとつの本として広く役立てるとともに、貴重な財産として後世に残すようにしたいと思います。

下記のテーマに実際に従事されておられる方はもちろんですが、そうでない方の「こうあるべきである」や「こうありたい」も、同時に公募いたします。未体験の方のご意見も、体験に基づく見解と同様に価値あるものだからです。いずれにしても、我が国のこれからのために、現在ないしは後世に役立つ情報の集積と保存をすべく、どうかご協力をいただければと思います。

論文を募集しているテーマ

- ・ 地方公共団体等による知財活動や、
地方の発明支援制度について
- ・ 先端技術について
- ・ 環境技術について
- ・ 弁理士の新事業について
- ・ 侵害訴訟について

※いただいた原稿はパテント編集委員会にて検討の結果、不掲載となる場合もありますので予め御了承下さい。



投稿原稿はこちら
patent-bosyuu@jpaa.or.jp

—お問合せ—
日本弁理士会 広報・支援・評価室
TEL03-3519-2361 FAX03-3519-2706